

横浜市会BCP（業務継続計画）

平成 27 年 10 月 制定

令和 4 年 3 月 改正

【目 次】

1	目的、対象とする災害	1
(1)	目的	1
(2)	対象とする災害	1
2	議会・議員等の役割、情報伝達	3
(1)	議会の役割	3
(2)	議長の役割	3
(3)	議員の役割	4
(4)	議員と市本部、災害対策会議等との情報伝達	5
3	災害対応組織	6
4	初動、応急、復旧・復興段階における議会・議員の具体的取組	8
(1)	初動期（概ね発災当日）	8
(2)	応急期（概ね発災1～3日後）	10
(3)	復旧・復興期（概ね発災4日後以降）	12
5	発災時対応に向けた環境整備	14
(1)	通信手段	14
(2)	備蓄品	18
6	他計画との関係、運用方法（訓練・見直し）	19
(1)	他計画との関係	19
(2)	運用方法（訓練・見直し）	19

1 目的、対象とする災害

(1) 目的

ア この横浜市会BCP^{*1}（業務継続計画）は、横浜市内で大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、横浜市会及び市会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、議会としての体制の整備を行うものである。

*1 BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。

イ このBCPでは、災害発生直後から、議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員等の役割や具体的な取組等について定めるものとする。

(2) 対象とする災害

本BCPは、以下の災害を対象とする。

ア 市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、さらに職員が全員配備（5号配備）となる大規模災害等

イ その他、議長が本BCPの適用を必要と認める災害

（以上のア及びイについて、以下「本BCPが対象とする災害」という。）

参考

横浜市防災計画及び横浜市国民保護計画は、下表のとおり、災害時の状況に応じて設置される本部の種類と配備職員の基準を定めている。

前頁（２）アの、職員が全員配備（５号配備）となる基準は、下表の太枠部分である。

		警戒本部		災害対策本部		
		1号配備 【0～10%】 【5～15%】	2号配備 【0～30%】 【15～30%】	3号配備 【5～40%】 【30～50%】	4号配備 【50%】 【60～80%】	5号配備 【100%】
		※職員の1号～4号配備の割合については、各区局で違いがあり、上記の上段【 】内は各局の最小値から最大値まで、下段【 】内は区役所（土木事務所を除く）の設定を示している				
横浜市 防災計画	震災 対策 編	・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ・津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき。		南海トラフ震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合		・市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生した場合 ・津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合
	風水 害等 対策 編	台風等により、局地的災害の発生が予想される場合	台風等により、局地的災害が発生し始めた場合	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合又は台風等により数区にわたって災害が発生した場合	台風等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合	台風等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合
	都市 災害 編	局地的災害が発生し、社会的に大きな影響をもたらす場合	被害の拡大が予想される場合	数区にわたって災害が発生した場合	数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合	市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合

	市警戒本部体制		市対策本部体制
	1～4号配備		5号配備
計 画 * 横 濱 市 保 護	全区局による対応を行う必要がある場合		国民保護対策本部設置の通知を受けた場合

* 国民保護計画：「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする計画

2 議会・議員等の役割、情報伝達

(1) 議会の役割

ア 市会は、本BCPが対象とする災害が発生したとき、「横浜市会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

また、市・区災害対策本部（以下「市・区本部」という。）が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

イ 市・区本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、災害対策会議は、議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。

また、市本部からの災害情報は災害対策会議を通じて議員に伝達する。

ウ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、災害対策会議で調整を行い、市本部に対して提案、提言、要望等を行う。

また、市本部と連携・協力し、国や神奈川県等に対して、要望等を行う。

エ 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。

また、市民の意見、要望等を踏まえ、市の行う復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会として提言・提案機能を有効に発揮していく。

(2) 議長の役割

議長は、本BCPが対象とする災害が発生した場合には、災害対策会議を設置する。

また、横浜市議会基本条例に定める市会における災害対応に係る業務を統括する。

(3) 議員の役割

ア 平時にあっては、平成 25 年 6 月 5 日施行の「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（以下「自助共助条例」という。）」の理念が地域において浸透し、当該条例に掲げる自助及び共助が進むよう努めるものとする。

イ 本BCPが対象とする災害が発生したときは、それぞれの地域において次のような活動を行う。

(ア) 町の防災組織^{*2}の活動^{*3}や地域防災拠点^{*4}の運営^{*5}などの災害時の共助の取組に、協力・支援を行う。

*** 2 町の防災組織**

- ・災害対策基本法に規定する自主防災組織のうち、自治会、町内会、マンションの管理組合等（自助共助条例第 2 条第 4 号参照）

*** 3 町の防災組織の活動**

- ・情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策（自助共助条例第 14 条第 2 項参照）
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者の安否確認、避難誘導、救出救助等（自助共助条例第 17 条参照）

*** 4 地域防災拠点**

- ・市長が指定する小学校、中学校その他の震災時における避難所としての機能を有すると認められる施設で、情報の受伝達、救援物資の配布等を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備されたもの（自助共助条例第 2 条第 5 号参照）

*** 5 地域防災拠点の運営**

- ・市民は、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない（自助共助条例第 15 条第 1 項参照）

(イ) 市・区本部が、応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況の情報を、必要に応じて災害対策会議に提供する。

(ウ) 災害対策会議を通じて把握した、地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、市民に提供する。

ウ 災害対策会議の構成員については、災害対策会議が設置されたときは、災害対策会議の活動に従事する。

(4) 議員と市本部、災害対策会議等との情報伝達

ア 市本部が区本部及び関係機関から収集・整理した災害情報は、災害対策会議を通じて議員に伝達する。

イ 議員が把握した地域の被災状況は、必要に応じて、災害対策会議を通じて、市本部に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

3 災害対応組織

市本部が設置され、全職員に配備命令が発せられた際などに、議長は議員による協議、調整等を行うための組織として、「横浜市会災害対策会議」を設置する。

構成は、議長、副議長、各会派代表者、運営委員会正副委員長及び運営委員会理事とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

災害対策会議は議長が招集する。なお、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

災害対策会議の所掌事務は、

- ① 被災情報の把握及び市本部への提供
- ② 市本部から入手した災害情報の議員への伝達
- ③ 市本部からの依頼事項への対応
- ④ 市本部への提案、提言及び要望等の調整
- ⑤ 国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整
- ⑥ 本会議、委員会及び全員協議会等の開催や協議事項の調整等とする。

なお、議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

横浜市会災害対策会議は、以上の内容を備えることを基本としながら、議長が要綱（横浜市会災害対策会議設置要綱。以下「要綱」という。）により別途定める。

参考

横浜市会災害対策会議設置要綱

制定 平成 27 年 10 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 議長は、次の場合に横浜市議会基本条例（平成 26 年 3 月横浜市条例第 16 号）第 18 条第 2 項に定める、議員による協議、調整等を行うための組織として、災害対策会議を設置する。

- (1) 大規模災害等の緊急の事態が発生し、市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、全職員に配備命令が発せられたとき。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

(構成)

第 3 条 災害対策会議は、議長、副議長、各会派代表者、運営委員会正副委員長及び運営委員会理事で構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長が事故等により欠けたときは、第一会派が所属議員から選任した者が議長の職務を代理する。この場合において、当該選任された者が第 1 項の構成員でないときは、同項の構成員とみなす。

(会議)

第 4 条 災害対策会議は、議長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

(所掌事務)

第 5 条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報の把握及び市本部への提供
- (2) 市本部から入手した災害情報の議員への伝達
- (3) 市本部からの依頼事項への対応
- (4) 市本部への提案、提言及び要望等の調整
- (5) 国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整
- (6) 本会議、委員会、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- (7) その他議長が必要と認める事項

(市本部との連携)

第 6 条 災害対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じ市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

- 2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設けることができる。

(事務局)

第 7 条 議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(委任)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

4 初動、応急、復旧・復興段階における議会・議員の具体的取組

本BCPが対象とする災害が発生した際の議会・議員等の役割を踏まえ、初動期、応急期、復旧・復興期の各段階において、議会及び議員は、次の取組を行う。

(1) 初動期（概ね発災当日）

ア 会議（本会議、委員会）開催中の場合

(ア) 議会の具体的取組

a 会議の休憩・散会

議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。

b 災害対策会議の設置

議長は、災害対策会議を設置する。

議長が事故等により不在の場合は、要綱に従い、代理者により災害対策会議を設置する。

会議設置の情報については、災害等緊急時連絡システム等により、全議員に周知する。

c 災害対策会議の活動

本会議や委員会を概ね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取組は、災害対策会議に一元化する。

災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

(イ) 議員の具体的取組

a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

b 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、市会議事堂に待機する。

安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

c 災害対策会議への参加

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、災害対策会議に参加する。

イ 会議（本会議、委員会）非開催時の場合

（ア）議会の具体的取組

a 災害対策会議の設置

議長は、災害対策会議を設置する。

事故等により議長と連絡が取れない場合は、要綱に従い、代理者により災害対策会議を設置する。

災害対策会議が設置された場合、災害等緊急時連絡システムにより、全議員に周知する。

b 災害対策会議の活動

本会議や委員会を概ね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取組は、災害対策会議に一元化する。

災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

(イ) 議員の具体的取組

a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

b 安否・所在連絡

災害等緊急時連絡システムに応答し、安否・所在連絡を行う（17頁の参考資料「安否確認等の流れと通信手段」参照）。

c 災害時の共助の取組への協力・支援

地域において、町の防災組織の活動や地域防災拠点の運営など、災害時の共助の取組に協力・支援を行う。

d 地域の被災状況等の把握・提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を災害対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

e 災害対策会議への参集

災害対策会議の構成員は、災害対策会議招集時、登庁可能な状況であれば、災害対策会議に参集する。

(2) 応急期（概ね発災1～3日後）

ア 議会の具体的取組

(ア) 災害対策会議の活動

a 災害情報等の受伝達（初動期から継続）

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。

市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携

市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ市本部に対して災害情報の説明を求める。

また、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設ける。

c 災害対策会議の今後の取組検討

災害対策会議の今後の取組や日程等について、検討を開始する。

イ 議員の具体的取組

(ア) 災害時の共助の取組への協力・支援（初動期から継続：再掲）

地域において、町の防災組織の活動や地域防災拠点の運営など、災害時の共助の取組に協力・支援を行う。

(イ) 被災状況等の把握・提供（初動期から継続：再掲）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を災害対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(ウ) 市民への情報提供

災害対策会議から得た災害情報を、掲示板への掲出やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲で様々な方法により、市民に提供する。

(エ) 災害対策会議への参集（初動期から継続：再掲）

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、災害対策会議に参集する。

(3) 復旧・復興期（概ね発災4日後以降）

ア 議会の具体的取組

(ア) 災害対策会議の活動

a 災害情報等の受伝達（初動期から継続）

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。

市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携（応急期から継続）

市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ市本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

また、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設ける。

c 議会運営の準備

本会議や委員会、全員協議会等について、開催や協議事項の調整を行う。

なお、全員協議会は、状況に応じ、被災や復旧の状況や今後の対応などを共有するため開催する。

d 要望活動等の調整

必要に応じて、市本部に対する提案、提言及び要望等の調整を行う。

また、国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整を行う。

(イ) 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、神奈川県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

(ウ) 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

(エ) 予算の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を速やかに審議する。

イ 議員の具体的取組

(ア) 災害時の共助の取組への協力・支援（初動期から継続：再掲）

地域において、町の防災組織の活動や地域防災拠点の運営など、災害時の共助の取組に協力・支援を行う。

(イ) 地域の被災状況の把握・提供（初動期から継続：再掲）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を災害対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(ウ) 市民への情報提供（応急期から継続：再掲）

災害対策会議から得た災害情報を、掲示板への掲出やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲で様々な方法により、市民に提供する。

(エ) 災害対策会議への参集（初動期から継続）

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、参集する。

5 発災時対応に向けた環境整備

(1) 通信手段

災害時には、通信回線の途絶や規制等により、情報受伝達手段が著しく制限されることを想定し、代替の通信手段を活用することも含め、通信回線が復旧するまでの間も、できる限り適切に情報の受伝達が行えるよう、次のとおり対応する。

ア 災害発生時の安否確認

(ア) 本BCPが対象とする災害が発生したときは、「災害等緊急時連絡システム」により、全議員に安否確認のメールを配信^{*6*7*8}する。

*6 災害等緊急時連絡システムから安否確認のメールが配信される災害
(全職員が配備となる(5号配備))

- ・市域で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合
- ・台風等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合
- ・都市災害により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合
- ・武力攻撃事態又は緊急処理事態により、国民保護対策本部設置の通知を受けた場合
- ・その他、議長が本BCPの適用を必要と認める災害が発生した場合

*7 登録メールアドレスの変更等について

- ・登録メールアドレスの追加、変更、削除については、その都度議会局に報告するものとする。

*8 災害等緊急時連絡システムからの安否確認メールの再配信について

- ・安否確認メールに応答のない送信先に対しては、メールの再配信を行う。

(イ) 議員は、災害等緊急時連絡システムからのメールを受信したときには、安否及び所在をシステムへの返信により連絡する。

議会局は、受信した安否・所在情報を把握・集約する。

(ウ) 災害等緊急時連絡システムからのメール発信後、返信がない議員には1時間ごとに自動でメッセージ送信を繰り返す。なおメッセージに対する応答がない場合、災害対策会議の事務局である議会局は、災害時優先電話^{*}⁹を活用し、議員の安否確認を行う。

*** 9 災害時優先電話**

- ・災害等が発生し、電話が混み合った場合、通常の電話は発信規制等により、被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話は制限を受けずに発信や接続を行うことができる。なお、公衆電話も優先電話となっているため、通常の電話よりつながりやすくなっている。

イ 情報の伝達・提供の際の通信手段

初動期及び応急期に、物理的な被災や通信事業者による受発信制限等によって、固定電話及び携帯電話の通信環境が厳しくなったときは、メール（パソコン及びスマートフォン等）などを活用する^{*10}。

***10 メールを活用**

- ・メールは、送信先までの回線が完全につながっていない場合でも、メールサーバまでは送られる。その後、送信先までの回線が復旧すると、自動的にメールサーバからメールが届けられる。
- ・パソコン及びスマートフォンのメールの場合は、図表等をファイル添付することで、より多くの情報を一度に届けることができる。

議会局のメールアドレス : gi-somu@city.yokohama.jp

議会局は、災害対策会議の招集や急を要する連絡を議員と取る場合、災害時優先電話を活用する。議長及び副議長と議会局との間の連絡には、衛星携帯電話^{*11}も併せて活用する。

***11 衛星携帯電話**

- ・人工衛星を介して通信を行う携帯電話機。大規模災害等で地上インフラが被害を受けた場合にも、影響を受けにくい特徴がある。

発災から一定期間が経過し、通信手段が復旧してきた段階においては、議員と災害対策会議との通信について、伝達・提供する情報の発信者は、その内容によっては、確実に受信されたかどうかを確認するため、返信を求めることとする。そのため、ファクシミリ^{*12}を基本とし、メールを補助的に活用^{*13}する。

*12 ファクシミリの活用

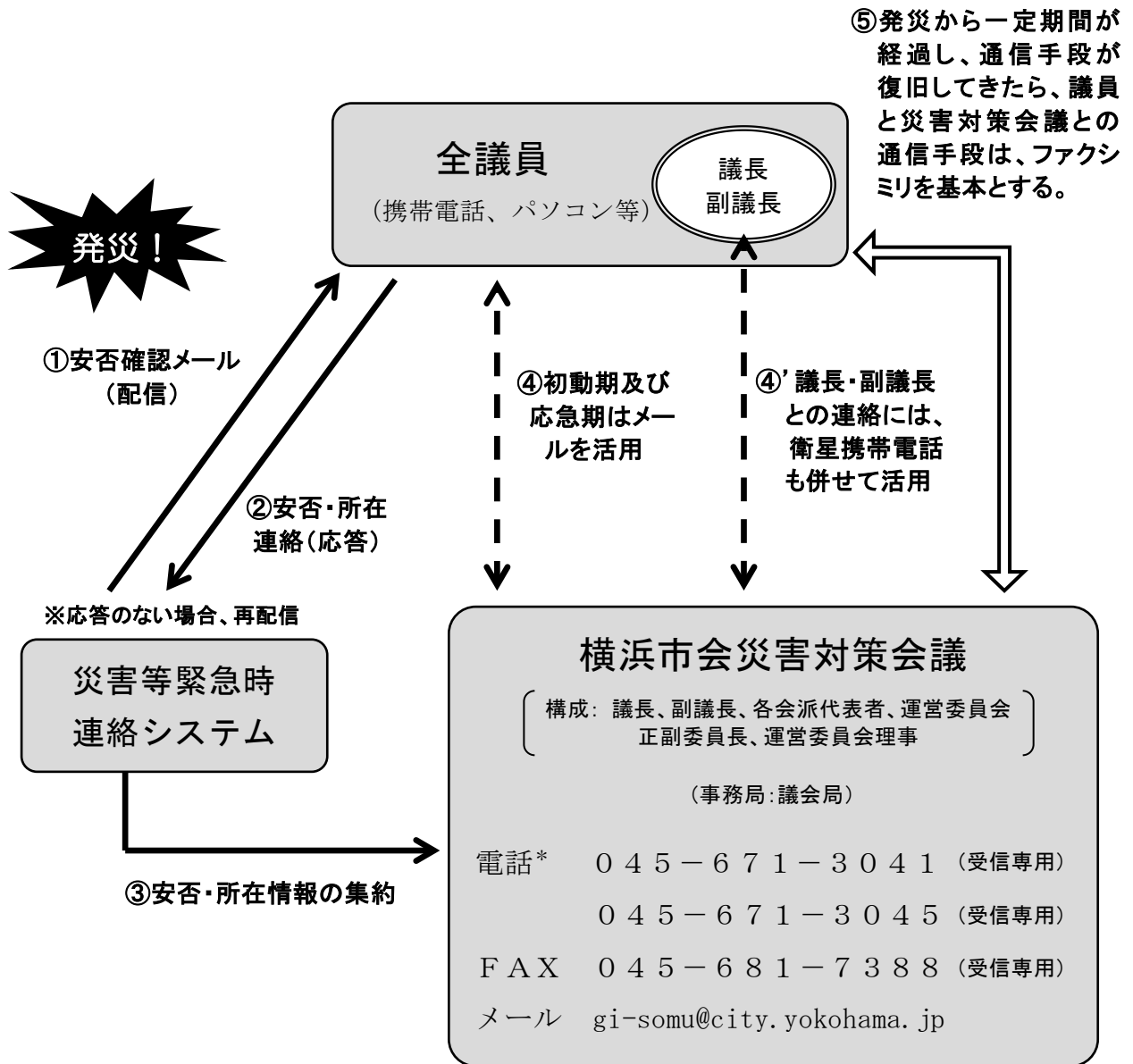
- ・災害対策会議に設置するファクシミリは、受信用と発信用とを分け、受信が断続的に続くことで発信が出来なくなるといった状況に陥るのを未然に防ぐ。

*13 メールを補助的に活用

- ・紙媒体の情報を電子化し、メールの添付ファイルとして送信する。

また、電話回線も復旧した際には、災害対策会議の固定電話の受発信が円滑にできるよう、電話回線を受信用と発信用とに分ける。なお、受信専用の番号は複数設ける。

参考：安否確認等の流れと通信手段



* 議会局職員の参集状況、災害対応への従事状況等を踏まえ、回線は順次増やしてい

(2) 備蓄品

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、最低限 72 時間（3 日間）分の水、食料、簡易トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を備える。

6 他計画との関係、運用方法（訓練・見直し）

（1）他計画との関係

ア 横浜市防災計画

本BCPは、災害発生時の議会及び議員の対応を定めたものである。その内容は、横浜市防災計画との整合を常に図ることとする。

また、横浜市防災計画に基づき、実動部隊として救助・救援等を実施する市・区本部が、迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、議会は協力・支援する。

なお、本BCPの軽易な修正については、議長が行うこととする。

イ 議会局危機管理対策マニュアル

議会局危機管理対策マニュアルは、議会局が災害対策会議の事務を適切に補佐できるよう、局マニュアルの内容は本BCPの内容を踏まえたものとする。

（2）運用方法（訓練・見直し）

ア 本BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

イ 本BCPは、災害対策に係る法令等の改正など、状況の変化があった場合には、内容の見直しを図る。